

防府市職員に対する不当な働きかけに関する取扱要綱

平成20年5月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の公正な職務執行を確保し、市政運営の公平性及び透明性を高め、市民の市政に対する信頼性の確保を図るため、職務に関して一定の公職にある者等から不当な働きかけを受けた場合の報告、記録、公開等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要綱において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。

2 この要綱において「一定の公職にある者等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 国会又は地方公共団体の議会の議員
- (2) 地方公共団体の長、副知事及び副市町村長
- (3) 前2号に掲げる者の秘書及び親族並びに前2号に掲げるものを支援する政治団体の役職員及び構成員並びに前2号に掲げる者から依頼を受けた者
- (4) 業界団体等各種団体の役職員
- (5) 第1号又は第2号に掲げる者であった者
- (6) 防府市職員であった者

3 この要綱において「不当な働きかけ」とは、一定の公職にある者等が公正な職務の執行を損なう行為を職員に要望等する行為であって、次に掲げるものの等をいう。

- (1) 事業採択、許可、認可又は請負その他の契約（契約内容の決定、入札手続等を含む。）に関し、特定の者に対して有利な取扱い又は不利な取扱いを求める行為
- (2) 職務の遂行に関し、特定の者に義務のないことを行わせ、又は特定の者の権利の行使を妨げる行為
- (3) 執行すべき職務を執行せず、又は定められた期限までに執行しないよう求める行為
- (4) 職員の採用、昇任、転任等について人事の公正を害する行為

(6) 要求に応じることができない旨の回答を受けているにもかかわらず、
正当な理由なく執拗に要求し続ける行為

(7) 前各号に掲げるもののほか、法令、条例、規則、告示、訓令、要綱そ
の他の定めに違反する行為を求める行為

4 この要綱において「要望等」とは、陳情、要請、要望、意見等の名称及び
面談、電話、電子メール等の形態を問わず前項の内容を含む意思表示をいう。
ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 公式又は公開の場でなされたもの

(2) 書面によりなされたもの

(3) 単なる照会又は資料請求の範囲にとどまるもの

5 第3項の「公正な職務の執行を損なう行為を職員に要望等する行為」には、
当該職務を担当する職員に公正な職務の執行を損なう行為をさせるために指
示等をするを、当該職員以外の職員に要望等する行為を含むものとする。
(報告等)

第3条 職員は、不当な働きかけに該当すると思料する要望等を受けたときは、
速やかにその概要を所属長（部、課等の長をいう。以下同じ。）に報告する
ものとする。

2 前項の報告を受けた所属長は、当該要望等が不当な働きかけに該当するか
否かを判断するものとする。
(記録等)

第4条 要望等を受けた職員は、前条第2項の規定により不当な働きかけに該
当すると判断された場合は、不当な働きかけに関する記録票（別記様式。以
下「記録票」という。）の所属の項から働きかけの内容の項までを記載し、
所属長に提出の上、報告するものとする。

2 前項の報告を受けた所属長は、不当な働きかけをする相手方に対し、当該
報告の内容について面談等による確認を求めるとともに、不当な働きかけに
ついて記録し、記録票として公開請求の対象となる旨を説明するものとする。
この場合において、訂正又は取消しの要請があったときは、その事実内容を
確認した上で訂正し、又は取り消すものとする。

3 所属長は、当該要望等に対する対応状況を記録票に記載し、総務部行政管

理課長を経て市長に報告するものとする。ただし、前項後段の規定により取り消した場合には、この限りでない。

- 4 所属長は、前項に規定する報告が終了したときは、記録票の写しを総務部行政管理課長に提出するものとする。

（保管、保存及び公開）

第5条 所属長は、前条第3項の規定により報告した記録票を防府市文書取扱規程（昭和38年防府市訓令第9号）第5章（市の各機関で定める規程において準用する場合を含む。）の定めるところにより適正に保管し、及び保存しなければならない。

- 2 記録票は、防府市情報公開条例（平成10年防府市条例第28号）第2条第2号に規定する公文書として公開請求の対象とする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第 4 条関係）

不当な働きかけに関する記録票

所 属		
日 時		年 月 日 時 分 ～ 時 分
場 所		
方 法		☐ 面 談 ☐ 電 話 ☐ その他（ ）
働きかけを受けた職員 （補職名・氏名）		
相手方	住 所	
	氏 名	
	役職名等	
	連 絡 先	
働きかけの内容		

対応状況	
確認欄	☐ 確認済 確認年月日： 年 月 日 確認方法： ☐ 面談 ☐ 電話 ☐ その他

注：この記録票は、防府市情報公開条例に基づき、公文書として公開請求の対象となります。